

三木町特定建設工事共同企業体取扱要綱

平成19年三木町要綱第3号

(目的)

第1条 この要綱は、本町が発注する大規模であり、かつ、技術的難易度の高い工事について、その確実な施工を確保するため結成される特定建設工事共同企業体(以下「特定共同企業体」という。)の構成要件、結成方法等の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象工事の決定)

第2条 町長は、設計金額が次の各号に掲げる規模の工事である場合で、かつ、工事内容が特定共同企業体による共同施工がより効果的であると認められる場合に限り、特定共同企業体による施工対象工事として決定するものとする。ただし、工事の規模が次の各号に該当する場合であっても、単独企業による施工が十分確保できると認められる場合は、この限りでない。

- (1) 建築工事については、300,000,000円以上
- (2) 土木工事については、200,000,000円以上
- (3) その他の工事については、100,000,000円以上

(構成要件)

第3条 特定共同企業体を構成するに当たっての要件は、次の各号に定めるところによるものとする。ただし、発注工事ごとに必要となる要件については、その都度定めるものとする。

- (1) 特定共同企業体を構成する建設業者(以下「構成員」という。)は、当該年度に指名競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、本町の指名停止の期間中でない者とする。
- (2) 構成員の組合せは、発注工事に対応する建設業法(昭和24年法律第100号。以下「業法」という。)の許可業種につき許可を有する者の組合せであるものとする。
- (3) 構成員は、発注工事に対応する業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。
- (4) 構成員の数は、2又は3社とし、工事ごとに定めるものとする。
- (5) 構成員の出資比率は、特定建設工事公共企業体の構成員数に応じ、少なくとも次の比率以上でなければならないものとする。

2社の場合30パーセント

3社の場合20パーセント

(工事契約審査委員会への付議)

第4条 契約担当課長は、特定共同企業体により工事を発注する場合は、特定共同企業体の構成員の要件、数、入札方法等について、三木町工事契約審査委員会規程(昭和54年訓令第3号)に定める工事契約審査委員会に付議しなければならない。

(公告)

第5条 町長は、特定共同企業体により条件付一般競争入札を行う場合は、次の各号に掲げる事項を、三木町公告式条例(昭和29年三木町条例第1号)により公告しなければならない。

- (1) 特定共同企業体により競争入札を行う工事である旨及び当該工事名
- (2) 工事場所
- (3) 工事概要
- (4) 工種
- (5) しゅん工期限
- (6) 入札参加資格
- (7) 構成員資格要件
- (8) 入札参加資格の確認手続の方法
- (9) 入札の日時、場所、方法等
- (10) その他必要事項

(登録の方法)

第6条 建設業者が、特定共同企業体を結成して条件付一般競争入札に参加しようとするときは、次の各号に掲げる書類を町長に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 工事請負競争入札参加資格者登録申請書
- (2) 構成員別施工実績調書
- (3) 構成員別配置予定技術者調書
- (4) 委任状
- (5) 使用印鑑届
- (6) 宣誓書
- (7) 協定書
- (8) その他発注工事ごとに必要となる書類

(存続期間)

第7条 工事請負契約を締結した特定共同企業体の存続期間は、工事目的物の引渡し後24ヶ月を経過した日までとする。

2 工事請負契約を締結した者以外の特定共同企業体の存続期間は、当該工事に係る契約が締結された日までとする。

(代表者の設置)

第8条 特定共同企業体には代表者を設けるものとする。この場合において、代表者は、出資比率が構成員中最大である者とする。

(入札及び契約の締結)

第9条 特定共同企業体の入札及び契約の締結は、特定共同企業体の代表者がこれを行うものとする。

(工事の施工)

第10条 工事の施工は、共同施工方式とし、各構成員は工事請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(かし担保責任)

第11条 特定共同企業体が施工した工事のかし担保責任は、各構成員が連帯して負うものとし、特定共同企業体が解散した後に発見されたかしについても同様とする。

(構成員の脱退及び除名)

第12条 特定共同企業体の構成員は、破産又は解散をした場合を除き、第7条第1項又は第2項に定める存続期間中は、町長及び他の構成員全員の承認を得なければ脱退することができない。

2 特定共同企業体は、構成員に重大な義務の不履行その他の除名しうる相当な理由が生じたため、構成員を除名しようとする場合には、町長の承認を得なければならない。

(残存工事に対する処置)

第13条 工事請負契約締結後、特定共同企業体の構成員に脱退する者又は除名された者があるときは、残存する構成員が、当該工事を完成するものとする。ただし、残存する構成員のみでは適正な施工が困難なときは、町長及び残存構成員全員の承認により新たな建設業者を加入させることができる。

(経理)

第14条 特定共同企業体は、各構成員と特定共同企業体との経理を明確に区分し、代表者名義の預金口座を設けなければならない。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。